

## 一般財団法人成田国際空港振興協会定款

### 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般財団法人成田国際空港振興協会と称し、英文では「Narita International Airport Promotion Foundation」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県成田市に置く。

2 この法人は、従たる事務所を千葉県山武郡芝山町に置く。

### 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、成田国際空港（以下「空港」という。）の利用者の便益増進を図る事業、空港と空港関係地域社会との調和を促進する事業等を行うことによって、空港運営の円滑化と関係地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 空港利用者の便益増進に関する事業
- (2) 空港と空港関係地域社会との調和促進に関する事業
- (3) 空港に係る広報活動に関する事業
- (4) 空港に係る調査研究に関する事業
- (5) 空港従事者の資質向上等に関する事業
- (6) 委託を受けて空港の管理業務の一部を行う事業
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

### 第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種とする。

2 基本財産は、この法人の目的である事業を行うために不可欠な財産として理事会で定めたものとする。

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の管理及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならず、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

2 基本財産のうち現金は、銀行等への定期預貯金、信託会社への信託又は公社債の購入等安全確実な方法で保管しなければならない。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置きするものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類については、その内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置きするとともに、定款を主たる事務所及び従たる事務所に備え置きするものとする。

(剰余金)

第10条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

#### 第4章 評議員

(評議員の定数)

第11条 この法人に評議員6名以上12名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議をもって行う。

2 評議員は、この法人の理事又は監事を兼ねることができない。

3 評議員の資格については、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第173条第1項による。

(評議員の任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第14条 評議員は、無報酬とする。ただし、評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第5章 評議員会

(構成)

第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第16条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (4) 定款の変更
- (5) 残余財産の処分
- (6) 基本財産の処分又は除外の承認
- (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第17条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 評議員は、会長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(招集の通知)

第19条 会長は、評議員会の開催日の5日前までに、評議員に対して、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって招集の通知を発しなければならない。

- 2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、評議員会を開催することができる。

(議長)

第20条 評議員会の議長は、評議員会において互選する。

(定足数)

第21条 評議員会は、評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第22条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任

- (2) 定款の変更
  - (3) 基本財産の処分又は除外の承認
  - (4) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(決議の省略)

第23条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 評議員会の議事については、法人法施行規則第60条で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

- 2 前項の議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印しなければならない。

## 第6章 役員

(役員の設定)

第26条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 6名以上12名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち1名を会長、1名を理事長とし、1名を専務理事、1名以上2名以内を常務理事とすることができる。
- 3 前項の会長及び理事長をもって法人法の代表理事とし、専務理事及び常務理事をもって法人法第197条において準用する同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第27条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、この法人の理事を兼ねることができない。
- 4 役員資格については、法人法第177条において準用する同法第65条第1項による。
- 5 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は3親等以内の親族その他法令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第28条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行

する。

- 2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 専務理事は、会長及び理事長を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、会長、理事長及び専務理事を補佐し、この法人の業務を分担執行する。
- 6 会長、理事長、専務理事及び常務理事は、事業年度毎に4ヵ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第29条 監事は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。
  - (2) 貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)及び事業報告並びにこれらの附属明細書を監査すること。
  - (3) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、これを理事会に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするため必要があるときは、理事会の招集を請求すること。
  - (5) その他法令で定められた事項。
- 2 監事は、いつでも、理事に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第31条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第32条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

## 第7章 理事会

(構成)

第33条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、理事長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
- 3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。
  - (1) 会長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
  - (3) 第29条第1項第4号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。
- 3 理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第39条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第40条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第41条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第28条第6項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第42条 理事会の議事については、法人法施行規則第15条で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

2 出席した会長、理事長並びに監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第43条 この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。

2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第12条についても適用する。

(解散)

第44条 この法人は、法人法第202条に規定する事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第45条 この法人が解散したときに有する残余財産は、評議員会の決議を経て、国若しくは地方公共団体又は次に掲げる法人に贈与するものとする。

(1) 公益社団法人又は公益財団法人

(2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号イからトまでに掲げる法人

## 第9章 顧問

(顧問)

第46条 この法人に、若干名の顧問を置くことができる。

2 顧問は、理事会の決議を経て、学識経験者若しくはこの法人に功労がある者の中から会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応じ、理事会又は評議員会に出席して意見を述べることができる。

## 第10章 事務局

(設置等)

第47条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(備付け帳簿及び書類)

第48条 主たる事務所には、第8条第2項及び第9条第3項の規定により備え置きする書類のほか、次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 評議員の名簿及び履歴書

(2) 理事、監事の名簿及び履歴書

(3) 職員の名簿及び履歴書

(4) 定款に定める機関の議事に関する書類

(5) 登記に関する書類

(6) 許可、認可等に関する書類

(7) その他必要な帳簿及び書類

## 第 11 章 公告の方法

### (公告の方法)

第 49 条 この法人の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告ができない場合は、官報に掲載する方法による。

## 第 12 章 補則

### (細則)

第 50 条 本定款に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第 121 条第 1 項において読み替えて準用する同法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の理事及び監事は、次に掲げる者とする。  
理事 松井 和治、新堀 義人、江夏 満信、池辺 洋一郎、大島 秀樹、小澤 美良、  
酒寄 博司、下河 義弘、唯野 邦男、中村 達朗、橋本 勝、村山 秀明  
監事 梅田 昭文、村山 憲治
- 4 この法人の最初の代表理事（会長）は松井 和治、代表理事（理事長）は新堀 義人、業務執行理事（常務理事）は江夏 満信とする。
- 5 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。  
岩澤 幸男、岡田 専治、小堀 陽史、関根 賢次、永井 隆男、橋本 昌史、増田 信雄、  
松岡 勇

## 附 則（平成 28 年 6 月 24 日）

- 1 定款第 26 条第 2 項の変更については、平成 28 年 6 月 24 日より施行する。